

家庭用防犯カメラ設置事業補助金について

安全・安心のまちづくりに向け、犯罪者に対する抑止力として効果がある家庭用防犯カメラの設置を推進するため、個人が設置される防犯カメラの設置に係る経費に対し補助金を交付します。

補助金の交付申請を **8月3日(月)から市役所本庁総務課及び各支所総務課** で受け付けますので、次の事項をご確認の上、申請してください。

補助金の交付は、予算の範囲内となり、先着順としますのでご了承ください。

★補助金交付までの流れ等★

1 補助対象者

市内において 自らが所有し、居住する住宅（事務所又は店舗の機能を兼ねる家屋を含む。）に防犯カメラを設置しようとする次の①、②の要件を全て満たす方

- ①市内に住所を有する世帯主であること。
- ②同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。

2 補助対象経費

防犯カメラを設置するために要する次の①、②の費用

- ①防犯カメラ及び記録装置の購入費（画像データを保存及び閲覧するためのスマートフォン、タブレット等の購入に係る費用を除く。）
- ②防犯カメラ、防犯カメラ用ケーブル及び電源の設置工事費（既存設備の修繕、撤去及び移設に要する費用を除く。）

3 補助金の額

補助対象経費の額の2分の1の額（1,000円未満切捨）で、上限10,000円

※補助金の交付は、住宅1戸につき1回限りとします。

4 補助金の交付申請

南丹市家庭用防犯カメラ設置事業補助金交付申請書に次の書類を添えて、市役所本庁総務課又は各支所総務課に提出してください。

- ①設置する防犯カメラの概要が分かる書類（カタログ等）
- ②補助対象経費の根拠となる見積書等の写し
（価格が記載された書類）
- ③防犯カメラ設置予定場所の現況写真
- ④承諾書兼誓約書
- ⑤固定資産税の課税明細書の写し



5 交付決定

交付申請書の内容を審査の上、南丹市家庭用防犯カメラ設置事業補助金交付（不交付）決定通知書を送付します。補助金交付決定の場合は、防犯カメラを購入及び設置してください。

※交付決定前に購入・設置された場合は、補助金の交付ができませんのでご注意ください。

6 実績報告

防犯カメラの設置が完了したときは、南丹市家庭用防犯カメラ設置事業補助金実績報告書に次の書類を添えて、提出してください。

①防犯カメラの購入及び設置に係る領収書の写し

②購入機器等の納品が確認できる写真及び設置した防犯カメラの現況写真

7 補助金の額の確定及び請求

実績報告により補助金の額を確定し、南丹市家庭用防犯カメラ設置事業補助金確定通知書及び南丹市家庭用防犯カメラ設置事業補助金交付請求書を送付しますので、補助金の請求をしてください。

南丹市ホームページQRコード



★補助金申請等様式★

補助金交付申請書等の様式は、南丹市ホームページに掲載していますのでご確認ください。

地域防犯カメラ設置事業補助金について

区・地域団体が地域における街頭での高齢者、子ども等の見守り、犯罪の抑止等を目的として防犯カメラの設置に係る経費に対し補助金を交付します。

補助金の交付上限額や提出書類などが家庭用防犯カメラ設置事業補助金とは異なりますので、詳細を示した書類を各区長様等に郵送しています。

補助金の交付申請は、家庭用防犯カメラ設置事業補助金と同様に **8月3日（月）から市役所本庁総務課及び各支所総務課** で受け付けますので、各区等においてご相談の上、防犯カメラの設置についてご検討ください。

◎補助金額は、防犯カメラ設置に係る経費の2分の1の額（1,000円未満切捨）で、上限100,000円

■問 合 せ 先：総務部総務課 TEL：0771-68-0002

■関係書類提出先：総務課または各支所総務課